

足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システム（以下「ケアプランデータ連携システム」という。）の導入に要する費用を補助することにより、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業所における業務負担軽減及び生産性向上を実現することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づくサービスを提供する区内に所在する事業所を運営しており、ケアプランデータ連携システムのデータ連携対象となる事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの要件に該当する事業者は、補助の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であること。
- (2) 法人の代表者又は役員のうち、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当する者がいること。
- (3) 申請日において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法又はこれらの法律に基づく命令に違反する事実があること。

(補助対象経費)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「本補助金」という。）の対象経費は、別表に定める経費とする。ただし、次のいずれかに該当するものについては対象外とする。

- (1) 他の制度により、国又は都が経費の一部を負担し、又は補助しているもの。
- (2) その他、区長が適当でないと認めるもの。

(補助金の交付額)

第4条 本補助金は、次に定める方法により算出した額を交付する。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を算出する。
- (2) 前項の規定により算出した額と別表に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業交付申請書（第1号様式）等を区長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による交付の申請又は次条の規定による変更の申請があったときは、交付申請書及び関係書類等の審査を行い、適当と認める場合は、第8条に掲げる事項を条件に補助金の交付を決定し、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業交付決定通知書（第2号様式）を申請者に通知する。

(変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後、その後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、区長が別に定める期日までに、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業変更届出書（第3号様式）等を区長に提出するものとする。この場合において、当初申請時の提出書類と内容に変更がないものについては、提出を省略することができる。

(補助条件)

第8条 本補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）においては、ケアプランデータ連携システムの利用申請を行い、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業完了報告書（第4号様式）を第10条で定める期日までに区長に提出しなければならない。

2 この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(申請の撤回)

第9条 補助事業者は、この補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が終了したとき、又はこの補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときのいずれか早いときに、当該交付決定に係る事業の実績について、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業実績報告書（第5号様式）により、指定する期日までに区長に報告するものとする。

(補助金額の確定等)

第11条 区長は、前条の規定による事業実績の報告があった場合は、事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業確定通知書（第6号様式）により補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第12条 区長は、第11条による補助金の額の確定後、補助事業者から足立区ケアプランデータ連携システム活用促進事業補助金請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を徴し、速やかに補助金を支払うものとする。

(報告等)

第13条 区長は、補助事業の適正な執行を図るために補助事業者に対し次の事項を求めることができる。

(1) 区長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要と認めるときは、補助事業の実施状況、経理状況及びその他必要な事項について報告を徴し、又は検査を行うことができる。

(2) 区長は、前号による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める交付の条件に適合しないと認められるときは、当該補助事業等につき、補助事業者に対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(3) 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要書類を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 区長は、補助事業者が提出する報告書及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、その者の補助事業等が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行するよう命ずることができる。

(5) 補助事業者が前号の命令に違反したときは、区長は、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(6) 前号一時停止を命ずる場合において、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を、指定する期日までにとらないときは、区長は、次号の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(7) 区長は補助事業の内容等に応じて必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業完了後に補助対象事業である旨の表示を見やすい場所に掲示するよう求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合（第11条の規定による補助金の額の確定があった後に該当することが判明した場合も含む。）には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。補助金について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

- 2 区長は、前項の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合には、当該補助事業者に対し、期限を定めて当該部分に係る補助金の返還を命じるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第7号の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 5 区長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の程度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の保管等）

第15条 補助事業者は、この補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱及び足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則（7足福介発第2500号 令和7年10月10日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年10月1日から適用する。

別表

補助対象経費	基準額
補助対象事業の実施に必要な次の経費から、利用者負担額その他の収入額を控除した額 ケアプランデータ連携標準仕様に対応した介護ソフト導入経費（令和7年10月1日から令和8年3月31日までにかかる経費）	1事業所あたり上限 150,000 円